

平和行事の共催及び後援に関する取扱い基準

第1 この基準は、本市が行う平和行事の共催及び後援の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 共催及び後援の区分

共催及び後援の区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 共催 本市が当該行事の企画または運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担すること。

(2) 後援 本市が当該行事の主旨に賛同し、その開催を援助すること。

第3 共催又は後援の対象者及び対象行事

(1) 対象者は、国、公共団体、公共的団体、公共性のある法人又はこれらに準ずる団体等であり、当該団体又はその構成員が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

イ 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等が構成員である団体

ウ 過去3年間にわたって、悪質、重大な法令違反があった者又は団体

エ 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認められる者又は団体

(2) 対象となる行事は、次のいずれにも該当する行事とする。

ア 本市の施策の推進上有益であると認められるものであること。

イ 市内において開催されること。

(3) 前号の規定にかかわらず、(当該行事又は当該行事の実施に係る環境等が) 次のいずれかに該当すると認められるときは、共催または後援を行わないものとする。

ア 政治的若しくは宗教的中立性を侵すおそれのあるとき。

イ 一般的に論点が分かれているとされる思想、事実等について主観的考えを主張すると認められるときまたはそのおそれのあるとき。

ウ 営利事業または営利的意図があると認められるとき。

エ 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるとき。

- オ 暴力団と関係のあるものまたはそのおそれのあるとき。
- カ 同人的活動等で社会性の乏しいとき。
- キ 団体等への勧誘行為があるものまたはそのおそれのあるとき。
- ク 実施計画等が完全でなく、客観的にその実施の確実性が疑わしいとき。
- ケ 市の名誉を毀損し、または信用を失墜するおそれのあるとき。
- コ 有料事業がある場合及び行事の会場等で募金、バザー等を行う場合、その収入の使途が実施団体の運営費（当該事業に係る運営費を除く。）に使われると認められるもの及び不明確なとき。
- サ その他共催または後援することが不相当と認められるとき。

第4 申請手続

- 1 共催または後援を受けようとするものは、共催（後援）承認申請書（様式第1号）により、行事を開催しようとする日の1ヶ月前までに市長に申請するものとする。

【申請書添付書類】

- ア 共催または後援を受けようとする行事の活動概要のわかるもの（事業計画書、前回事業の広報チラシ、前回事業の写真等）
- イ 申請団体の総会資料等
- ウ 申請団体の定款、会則、規約等
- エ 申請団体の役員名簿等
- オ その他市が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の申請について、承認するときは共催（後援）承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは共催（後援）不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

第5 承認内容の変更

- 1 共催または後援の承認を受けた者が、やむを得ず事業計画の変更をしようとするときは、共催（後援）変更承認申請書（様式第4号）により、あらかじめ市長に申請するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受け、承認するときは、共催（後援）変更承認通知書（様式第5号）により、承認しないときは共催（後援）変更不承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

第6 行事の実績報告

共催または後援を受けたものは、当該共催または後援に係る行事が終了した日から14日以内に共催（後援）行事实績報告書（様式第7号）により、市長に報告するものとする。

【報告書添付書類】

ア 後援を受けた行事の様子がわかるもの
（広報チラシ・事業の写真等）

第7 共催・後援の取り消し

- 1 共催または後援した事業について、実施前に第3（1）または（3）に該当すると認められる場合は共催または後援を取り消すものとする。
- 2 市長は、承認を取り消したときは、共催（後援）承認取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 3 事業実施後に第3（1）または（3）に該当したことが認められた場合、または次のいずれかに該当するときは、以降その行事等に対する共催、後援はしないものとする。
 - ア 虚偽の申請を行ったと認められたとき。
 - イ アに掲げるときのほか共催または後援することが不適切である事情が生じたときと市長が認めたとき。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年9月13日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。